

## 確定申告

### 1 自宅で申告 (e-Tax)

会場に行かなくても、マイナンバーカードで自宅から申告ができます。申告書作成には、国税庁ホームページ「確定申告書等作成コーナー」をご活用ください。

☎確定申告など=国税庁ホームページ「タックスアンサー」・「チャットボット (ふたば)」 ○e-Tax・作成コーナーの操作など=e-Tax・作成コーナーヘルプデスク (☎0570-01-5901、受付=月～金曜日 (祝日を除く))

詳しくは



### 2 会場で申告

所得税・個人消費税・贈与税の申告相談を受け付けます。申告書は、原則、スマートフォンから自身で作成します。

詳しくは



**入場には、当日配付または国税庁LINE公式アカウントから事前に取得した入場整理券が必要です。**

とき (土・日曜日、祝日を除く)		ところ	対象
～2月15日☎ ※贈与税のみ2月1日☎以降	午前9時～午後4時 ※午後4時前に終了する場合あり	高田税務署	還付申告のみ
2月16日☎～3月15日☎		市民プラザ ※高田税務署では受け付けていません	全て

▶ 問合せ…高田税務署 (☎025-523-4171)

## 給付金の申請はお早めに

### 所得の少ない子育て世帯への生活支援特別給付金

まだ申請していない人は、期限までに手続きしてください。なお、申請が不要な人には振り込み済みです。

☎支給額=児童1人につき10万円 申 2月28日☎までに申請書類一式を、こども課 (☎025-520-5726) または各総合事務所に提出 ※申請書は市ホームページからダウンロードできます。

#### ●申請が必要となる世帯

令和4年3月31日時点で18歳未満の子(障害がある場合は20歳未満)を養育している世帯で、次のいずれかの世帯

#### ○ひとり親世帯(収入が児童扶養手当を受給できる水準の世帯)

①公的年金の受給により、令和4年4月分の児童扶養手当を受給していない世帯

②4月分の児童扶養手当を受給していないが、新型コロナウイルス感染症の影響により、令和2年2月以降の収入が児童扶養手当を受給できる水準にある世帯

詳しくは



#### ○ひとり親世帯以外(収入が住民税非課税の水準の世帯)

①令和4年度(令和3年分)住民税が非課税で、令和4年4月分児童手当を受給していない世帯

②令和4年度(令和3年分)住民税が課税されているが、新型コロナウイルス感染症の影響により、令和4年1月以降の収入が住民税非課税の水準にある世帯

詳しくは



### 住民税均等割のみ課税世帯への価格高騰緊急支援給付金

電力・ガス・食料品などの価格高騰による家計への影響を踏まえ、市独自の取組として令和4年度(令和3年分)住民税が均等割のみ課税されている世帯に対し、価格高騰緊急支援給付金を支給しています。

予め対象と見込まれる世帯には12月上旬に「支給のお知らせ」または「確認書」を送付し、順次給付金を支給しています。まだ確認書を提出していない人は、期限までに手続きしてください。

☎基準日(令和4年9月30日)に上越市に住民登録があり、世帯全員の令和4年度(令和3年分)の住民税が均等割のみ課税されている世帯(ただし、世帯全員が住民税を課税されている人の扶養になっている場合を除く) ☎支給額=一世帯当たり2万5千円 申 2月28日☎までに福祉課 (☎025-520-5697)



詳しくは

